

第五章 履修の方法、学習の評価および卒業認定

(履修の方法)

第10条 本学の学生は、以下に定める科目及び単位数を含め、合計124単位以上を履修しなければならない。

(1)基礎教養科目

- ①一般教養 人文・社会・自然を含め24単位以上
- ②外国語 4単位以上
- ③情報 2単位以上
- ④総合 4単位以上
- ⑤保健体育 4単位以上

(2) 専門科目

専門ゼミナールⅠ・Ⅱまたは英語特別演習Ⅰ・Ⅱ、及び商学実習Ⅰを含め62単位以上

2. 前項の規定にかかわらず外国人留学生（本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学した外国人留学生をいう、以下同じ）にあつては、第8条に定める日本語等科目の履修単位をもって前項の規定によって履修すべき基礎教養科目、専門科目のいずれかの単位に代えることができる。
3. 第1項の規定にかかわらず編入生については以下に定める履修条件を満たすものとする。
 - (1) 本学において、外国語2単位を含む64単位以上の科目を履修すること
 - (2) 他大学および本学が教育上有益と認めた教育施設で取得した単位を本学の単位として認定した単位、及び本学で履修した単位を合わせ、専門科目を62単位以上履修すること。
 - (3) 専門ゼミナールⅠ・Ⅱまたは英語特別演習Ⅰ・Ⅱを履修すること。
4. 教職課程において、高等学校一種免許状「商業」を取得する者にあつては、別に定めるところに従い「商業」の必修科目および選択科目を、中学校教諭一種免許状「英語」あるいは高等学校教諭一種免許状「英語」を取得する者にあつては、別に定めるところに従い「英語」の必修科目および選択科目を、中学校教諭一種免許状「社会」あるいは高等学校一種免許状「公民」を取得する者にあつては、別に定めるところに従い「社会」、「公民」の必修科目および選択科目をそれぞれ履修し、単位を取得しなければならない。
5. 他の大学等の開設科目の履修については別途定める。

(受講科目の登録)

第11条 学生は当該年度において履修すべき授業科目を毎年度初めの一定期間内に登録しなければならない。ただし、編入学生（外国人留学生）にあつては、毎年度初めまたは学期の初めの一定期間に登録しなければならない。

2. 履修の変更および放棄については別途定める。

(単位の認定)

第12条 各科目の履修を修了した者には認定のうえ単位を与える。

2. 単位の認定は、科目試験等により行う。

(入学者の既修得単位の認定)

第 12 条の 2 新たに本学の第 1 年次に入学した学生が他の大学または短期大学において修得した単位については、当該単位を本学において履修修得したものとして認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行なわない。

2. 前項により認定しうる単位は、第 12 条の 3 による認定単位と合わせて 60 単位を超えないものとする。
3. この規定に定める認定に必要な事項は、別に定める。

(単位の互換)

第 12 条の 3 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議にもとづき、学生に当該大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

2. 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を第 12 条の 2 による認定単位と合わせて 60 単位を限度として、本学において修得した単位とみなすことができる。
3. 前二項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(試験等の時期)

第 13 条 試験等の時期は、原則として期末とするが、授業科目の担当者が必要と認めた時は臨時にこれを行うことができる。

(試験等の受験資格)

第 14 条 当該科目を履修登録していない者は試験を受けることはできない。

(追試験)

第 15 条 不可抗力により期末における科目試験を受験できなかった学生に対しては、本人の申告により別に定めるところに従い当該科目について追試験を行うことができる。

(再試験)

第 16 条 3 年次(隔年開講科目受講者)および 4 年次の学年末に 1 回限り、再試験を行うことができる。

2. 再試験の実施に関する事項は別に定める。

(学習の評価)

第 17 条 試験等の評価は秀 (S)・優 (A)・良 (B)・可 (C)・不可 (D) をもって表わし、可以上を合格とする。

2. 第 12 条の 2 により入学時本学が認定した単位は E で表わす。
3. 第 12 条の 3 により修得した単位は E で表わす。

(単位の計算方法)

第 18 条 各科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

但し、各授業科目に対する単位数は 1 単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によって計算する。

1. 講義については1時間の講義に対し、教室外における2時間の準備、または学習を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。
2. 演習については2時間の演習に対し、1時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。1時間の演習に対し、2時間の準備を必要とすることを考慮すべき科目は、毎週1時間15週の演習をもって1単位とする。
3. 実験実習および体育実技については毎週3時間15週の実験実習および実技をもって1単位とする。

(卒業の要件)

- 第19条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、第10条に規定する単位を取得した上に、「共通課題Ⅰ」「共通課題Ⅱ」「共通課題Ⅲ」に合格しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず外国人留学生にあつては、第10条第2項の規定を前項に定める卒業の要件に準用する。
 3. 第1項の規定にかかわらず編入学生にあつては本学を卒業するためには、入学前の既修得単位を卒業条件として認定し、本学入学後第10条第3項に規定する単位を加え合計124単位以上を取得しなければならない。

(学位授与)

第20条 前条に定める課程を修めた者には卒業を認め、学士(商学)の学位を授与する。

(卒業の延期)

- 第20条の2 学則第19条に定める卒業の要件を充足する者が、卒業の延期を希望するときは、学長に願い出その許可を得なければならない。
2. 卒業の延期に関する取扱いは別に定める。

(資格の取得)

- 第21条 教育職員免許状を得ようとする者は第19条に規定する卒業の要件を充足し、かつ「函館大学教職課程に関する規則」に則り、教育職員免許法および同法施行規則に定める科目、および単位を取得しなければならない。
2. 本学において取得できる教員免許状は、次のとおりとする。

(1) 商学科

高等学校教諭	一種免許状「商業」
中学校教諭	一種免許状「社会」
高等学校教諭	一種免許状「公民」
中学校教諭	一種免許状「英語」
高等学校教諭	一種免許状「英語」